

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年9月18日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年10月10日から同年10月30日まで縦覧に供する。

平成20年10月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市名	土地改良事業名	縦覧場所
東かがわ市	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）町田地区	東かがわ市事業部経済課
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山下下地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）黒羽地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川股地区	”